

住宅サポートローン（（一社）しんきん保証基金）

<p>ご利用いただける方</p>	<p>①～④のすべての条件を満たす方</p> <p>① お申込日およびお借入日の時点で、（一社）しんきん保証基金付有担保住宅ローン（以下「住宅ローン」）が最終返済時の年齢が満80歳以下で、次のいずれかの条件を満たす方</p> <p>ア.審査結果が「承諾」の回答を得られている方</p> <p>イ.住宅ローン実行後6ヵ月以内の方</p> <p>② 申込時年齢が満20歳以上の方</p> <p>③ 安定継続した収入がある方</p> <p>④ 保証会社である（一社）しんきん保証基金の保証を受けられる方</p> <p>※当該住宅ローンの連帯債務者（予定者）の方もご利用いただけます。</p>
<p>お使いみち</p>	<p>①当該住宅ローンの対象物件にかかる次の資金 （お申込日時点で支払日から3ヵ月以内の支払済資金も可能）</p> <p>a.インテリア・家電等購入資金 b.引越費用 c.仮住まい費用</p> <p>②お客さまご本人またはお客さまの家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫）が使用する自家用自動車（オートバイ、自転車を含む）の購入等にかかる資金</p> <p>※購入資金（購入にかかる税金・保険料等も可）のほか、車検・修理費用、パーツ・オプションの購入・取付費用、自動車保険費用、運転免許取得費用、車庫設置費用、電気自動車用充電設備の購入・設置費用を含む</p> <p>③お客さまが自信用金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む）</p> <p>※当座貸越型消費者ローンの借換え資金は、当該ローンを解約する場合に限る</p> <p>【留意事項】</p> <p>次のいずれかに該当するものは、本商品の対象になりません。</p> <p>○お支払先が、お客さままたはその配偶者、親（配偶者の親を含む）、子が営む法人・自営業</p> <p>○お支払先が、お客さまの配偶者、親（配偶者の親を含む）、子</p>
<p>お借入金額</p>	<p>1万円以上500万円以内（1万円単位）</p>
<p>お借入期間</p>	<p>3ヵ月以上50年以内</p> <p>ただし、当該住宅ローンの融資期間内とします。</p>
<p>お借入金利</p>	<p>・変動金利型となります。</p> <p>・当該住宅ローンの特別金利適用条件に準じ、特別金利が適用されます。</p> <p>・利息は後取り方式にて計算し、約定ご返済日に元金とともにお支払いいただきます。</p> <p>※お借入金利は、申込日の金利が適用されます。金利情勢等により当金庫長期プライムレートの変動に応じて、お借入金利は変動いたします。</p> <p>※現在のお借入金利については、窓口または当金庫ホームページでご確認ください。</p>

ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元金均等・元利均等割賦返済（元金返済据置期間は6ヵ月以内） ※ご融資金額の50%以内につき6ヵ月ごとの増額（ボーナス）返済併用もご利用になれます。
担保・保証人	不要（保証会社である（一社）しんきん保証基金が保証します）
保証料	お借入金利に含みます。
遅延損害金	ご返済を遅延された場合、遅延損害金をいただきます。 （1年365日とする日割り計算）
事務手数料	実行時に事務手数料1,100円が必要となります。
繰上返済	全部・一部繰上返済に伴う手数料は不要です。
団体生命保険	お客さまの任意となります。 ※団体信用生命保険を付保される場合は、当金庫所定の保険料率が金利に加算されます。
苦情処理措置 ・紛争解決措置	<p>【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス推進室（9時～17時、電話：0120-310-708）にお申し出ください。</p> <p>【紛争解決措置】 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス推進室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス推進室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・審査の結果によっては、ローンご利用のご希望にそえない場合がありますので、ご了承ください。 ・ご融資金は、お支払先（工事契約先、借換え対象住宅ローンの貸出金融機関等）に振込させていただきます（支払済資金は除く）。 ・店頭またはホームページで返済額のシミュレーションができます。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ご本人確認書類（写） ・年収確認書類（申込金額100万円以下の場合は不要です） <ul style="list-style-type: none"> ○所得証明書（公的機関の発行するもの） ○源泉徴収票 ○確定申告書控 など ・資金使途確認資料（写） <ul style="list-style-type: none"> 見積書、注文書、徴求書類等、資金使途が確認できる書類 <p>※支払済資金の場合は、領収書、通帳等</p> <p>※他の必要書類等については、窓口にお問い合わせください。</p>